

令和2年度 第11回 政策推進会議報告

日時 10月19日13時33分～14時12分

場所 WEB会議室

出席者 18人

1 (仮称) 尼崎市公文書管理条例の制定に係る「市民意見聴取に係る施策の概要」及び「政策形成プロセス計画書」の公表について

総務局から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

- ・歴史資料を保管している地域研究史料館が今年度から教育委員会事務局に移管されて、歴史博物館と一体的に管理されるようになったが、課題の最後にも記載されているとおり、保管スペースが限界状況になっている。歴史的な行政文書の保管が十分になされていない現状がある中で、条例に基づいた事業を令和4年4月から本当に始められるのか不安がある。審議会等でも十分に議論していただけたらと思うが、今後しっかりと協議していきたいのでよろしく願います。
- ・(市長) 私たちが日々作成する公文書の保管については、政策の意思形成過程を後々に検証できるようにするという含めて非常に深い分野だが、やはり文書を作るところから色々な見直しが必要だと思うので、そこも併せて取り組んでいこうということで意欲的に進めてもらっている。奇しくも、ちょうど押印をなくそうとか、私たちの決裁を含めた事務のやり方を抜本的に見直そうという機運が高まっている折なので、色々なことを併せて考えていくことになるが、しっかりと進めていこう。

2 (仮称) 尼崎市子どものための権利擁護委員会の設置等に伴う尼崎市子どもの育ち支援条例の一部改正(素案)に対する市民意見公募手続の実施について

こども青少年局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

- ・(市長) ご承知のとおり、いじめや体罰など、行政機関がある種の当事者性を持った、子どもの権利が侵害される、安全が脅かされるという事案が発生している。そういう意味で、独立性と専門性を持った機関に、例えば行政と保護者とのコミュニケーションについて調整していただいたり、ご家庭同士・子ども同士のやりとりを少し冷静な形でテクニカルに支援していただいたりするほうが、傷が深くないのではないかとというケースもあるので、そういったことについてもお願いしていこうと想定している。しかし、行政からの独立性を持ちつつしっかり責任主体となってもらうために、法制的にどういう位置付けがいいのかということが少し悩ましく、研究の余地があるのかなと考えている。そこは引き続き検討ということにしており、そういう意味ではまだ少し不確定要素を孕んだパブコメになっているが、また皆さんからもお知恵を拝借したいと思う。
- ・この委員会は、他都市でいう「子どもオンブズパーソン」のようなものかと思うが、他都市ではどのように行政からの独立性を担保しているのか。
→他都市では市の付属機関として設置されており、厳密に言うと完全な独立性を持つことは難

しい。どういう風に独立性を担保していくかということが課題だが、行政の枠に入っていないと、信頼性や公平性という根本の部分が崩れてしまうのではという懸念もあるので、やはり附属機関しかないかなと考えている。行政委員会などの制度もあるが、より行政の中に入ることになってしまうのでなかなか難しい。附属機関として位置付けつつ、条例の中にそういうことを書けないかという検討をしているが、完全な独立性や第三者性は難しいと思う。

- ・(市長) 附属機関しか選択肢がなくても何か一工夫できるのか、又は附属機関に位置付けないやり方があるのであればどういうことができるのかなど、時事的に日本学術協会のような話題もあるので、もう少し研究したいと思う。
- ・教育委員会はこれから勧告される側になっていくのだろうと思うが、常々どうしても提供者側の論理で色々なものが組み立てられる傾向があるので、そういう意味では、こうやってある程度外部の機関から勧告や意見をいただけるということは、非常に教育委員会のガバナンスにとってはバランスが取れるのかなと思う。一つ確認だが、調査・調整機能のところで民間の機関への是正等の要請とあり、例えば市内の塾や習い事も含めて人権の観点から「この教え方はいかがなものか」というような声が上がった場合に、「〇〇株式会社の〇〇塾はこういう風に直すべきである」というような要請が出されて、それが公表されることになるのだと思うが、そこまで踏み込んでいる事例は他都市にあるのか。
- 資料 4 ページの素案の 2(1)③のところに、市の機関に対する是正勧告も市以外の機関に対する是正要請も記載しているが、これは法的拘束力も罰則もないので、お願いのレベルとなっている。ただ、公表することでなんとかそれを改善に向けて導いていきたいという風に考えている。
- ・市の機関については、今後の条例の立て付けによって、例えば教育委員会ないし市長が勧告に対して誠心誠意対応する義務を規定することもできなくはないと思うが、民間については少し難しいところがあると思う。仮に民間へ要請や公表をするにしても、かなり大きいことになるので、その辺がまた議論になるのかなと思う。
- そこに至るまでに相当なやりとりを行い、それでもなお是正されない場合に要請や公表を行うことになるかと思うが、対応は慎重にしていかなければいけないと思う。
- ・(市長) この専門委員会には弁護士にお願いしていただくことを想定しているが、ある意味で調停に近い制度になると思う。やはり多くの当事者の方にとって本当に裁判を起こすというのはかなりハードルが高いことであるし、非常に対立的な関係に入っていくことにもなるので、どうしても折り合いがつかないときは裁判へと進むのだろうが、その前にこのようなカードも手に持ちながら議論を深めていくようなイメージを持っている。
- 市長が今おっしゃったようなことは、資料 7 ページの「機能① 調整・調整機能」のところで、「修復的対話アプローチによる関係修復を図る」ということを記載している。
- ・(市長) ただ、例えばスポーツ関係で民間の指導を受けているようなチームや活動もたくさんあり、そういうところで体罰のような指導がもしあった場合に、通常の公立学校のように私たちが介入しにくい。しかし、やはり子どもたちの安全に関わる問題であるし、そういう声は学校の体罰の案件以降聞こえてくる場所があるので、一つ一つ対応事例を積み重ねていく必要があると感じる。
- ・個別の相談を受けてそれを調整する機能というのはすごく大事だと思うが、ぜひ子どもの権利の観点から見た一般的な提言もこの権利委員会の機能として行っていただきたいと思う。

→今おっしゃったところは 8 ページの「機能② 提言機能」に設けているので、頑張っていきたいと思う。

- ・(市長) この委員会のイメージとしては、まず一義的には個別ケースにしっかりと寄り添い、事例や経験値をためながら進めていただく。ただ、一つですごく時間がかかる案件もあれば、少しお話を聞けば前に進むような案件もあるだろうし、もしくは忙しい時期、そうでない時期とこちらがコントロールしにくいところもあると思う。そういう意味では、できれば個別事例や経験を踏まえたアドバイス・提言活動等も積極的に行っていただけたらと思う。もちろん一般的な提言についても、時間があるときにはどんどん主体的にやっていただきたいとイメージしている。ちなみに 8 ページには「機能③ 広報・研修機能」という項目も設けており、そういう機能も担っていただけたらいいなと欲張りなことを考えている。それなりに定数や費用も割いていくことになるが、私たち組織全体の力を高めるためにもしっかりお力添えをいただく、けれど独立した委員会という形を構想している。

3 その他

- 総合政策局長から、決算特別委員会における各会派意見表明（要旨）の送付について説明。
- 教育次長から、歴史博物館の来場者数等について説明。

以 上